

第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
17	【計画事業139】 アスベスト対策	<p>①平成22年7月から事業が開始した事情について、教示されたい。</p> <p>②22年度実績の5件は、アスベストを撤去するために改築や建替えをしたのか。改築や建替えをした区民等がこの制度を知って補助金申請をしたとも考えられる。アスベスト吹き付け部分のある建物を建替えるまでの間アスベストが飛散しないように、樹脂を塗布するなどの対策を助成する方が、実効性があるのでは。 実績としている5件の状況は。</p> <p>③事業目的をアスベスト撤去に限定せず、アスベストの飛散防止まで拡張することはできないものか。</p>	<p>①本区においては、これまで民間建築物の吹付けアスベストを対象に、アスベスト対策の実態調査及び啓発・安全化指導を行うとともに、アスベスト除去等工事費用に対する融資あっせん・利子補給によりアスベスト対策の実施を支援してきました。 平成21年、国は助成対象用途の拡大や補助率の引き上げなど補助制度の拡充を行いました。これを受けて、区では、平成21年度に助成制度の創設の準備を行い、平成22年度より事前周知を行った上で、平成22年7月より事業を開始しました。 【追加説明】 平成21年に国(国土交通省)は、既存の住宅・建築物の安全性を確保するため平成17年度に創設したアスベスト対策補助制度を拡充し、建物の用途制限や露出している部分に限るという条件を撤廃するとともに調査費について全額補助にしました。 区は、今までのアスベスト対策安全化指導の際にも助成要望が多くあったことや国の補助制度が拡充に伴い対象となる建築物が拡大したことから、アスベスト対策を充実させるために助成事業を開始しました。 区は、これまで助成事業はなく、融資あっせん・利子補給制度がありました。</p> <p>②平成22年度実績の5件は、建て替えに伴ってアスベスト除去を実施したものが2件、既存建築物を使用しながらアスベスト除去等工事を実施したものが3件です。 建て替えに関わらずアスベスト除去を行うことが最も望ましい措置ですが、ご指摘のようなアスベストが飛散しないように封じ込める(吹付けアスベストの固化)などの措置も実効性があります。そのため、本事業では、アスベストの除去だけでなく、封じ込め、囲い込み(露出している吹付けアスベストをボード類で塞ぐ)の3種類のいずれも助成対象としています。 平成22年度の実績は、次の通りです。 ・建て替えに伴う吹付けアスベスト除去 2件 ・室内の露出吹付けアスベスト除去 2件 ・室内の吹付けアスベスト封じ込め 1件</p> <p>③本事業は、民間建築物の吹付けアスベストを対象に、アスベストの劣化などによる飛散を防止するためアスベストの除去だけでなく、封じ込め及び囲い込みについても助成対象とし、アスベスト対策の促進を図っています。</p>	都市計画部 建築指導課